

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(2020年度の精算用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00113990
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00096520

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 2020年度の各機能に係る電気通信番号数 (2020年4月～2020年6月各月末計)	279,825	76,774
(a) 下記以外	130,977	76,774
(b) 特設公衆電話台数	148,848	0
② 合算番号単価 (2020年4月～2020年6月各月末計)	2	2
①' 2020年度の各機能に係る電気通信番号数 (2020年7月～2020年12月各月末計)	570,149	144,849
(a) 下記以外	270,171	144,849
(b) 特設公衆電話台数	299,978	0
②' 合算番号単価 (2020年7月～2020年12月各月末計)	2	2
①'' 2020年度の各機能に係る電気通信番号数 (2021年1月～2021年3月各月末計)	290,831	68,097
(a) 下記以外	139,211	68,097
(b) 特設公衆電話台数	151,620	0
②'' 合算番号単価 (2021年1月～2021年3月各月末計)	3	3
③ 各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2))	2,010,777	1,209,201
(a) (b)以外に係る負担金の額 (①(a) × ② + ①'(a) × ②' + ①''(a) × ②'')	1,219,929	647,537
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額 (①(b) × ② + ①'(b) × ②' + ①''(b) × ②'')	1,352,512	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ((b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。)	790,848	561,664
④ 2020年度の算定対象需要実績 (千時間)	490	348
⑤ 1秒当り料金額 (③/④)	0.00113990	0.00096520

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値